

小松島市地域公共交通計画策定調査業務委託特記仕様書（案）

1 目的

本業務は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年11月27日施行）（以下「法」という。）に基づき、現在の小松島市内における公共交通機関（路線バス、JR、タクシー等）について人口減少による利用者の減少、自家用車利用者の増加などの公共交通を取り巻く課題や小松島市の財政的な課題も含めた上で、主要鉄道駅からの支線となるフィーダー交通の確保、充実など、公共交通ネットワーク再編の在り方について調査・検討を行い、「小松島市地域公共交通計画」（案）の策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

小松島市地域公共交通計画策定調査業務

(2) 業務対象区域

小松島市全域

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務を行うにあたり、業務計画書を作成する。

またアンケート調査を行うための作業計画書を作成する。

(2) 現況調査及び上位・関連計画の整理

市の現況（人口、高齢者の状況、施設の配置状況、道路現況等）、将来人口予測（年齢層予測含む）の整理を行った上で、現状の公共交通の現況把握（運行状況・運行頻度・カバーエリア・公共交通アクセシビリティ並びに公共交通空白地の抽出）を行う。

また、小松島市第6次総合計画や小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域福祉計画、都市計画マスタープラン（現在策定中の立地適正化計画含む）等の公共交通の将来像を検討するために必要な関連する上位・関連計画の整理を行う。

(3) 地域住民のニーズ把握

①市民の移動交通手段についてのニーズ把握（目的別・地域別・現状の地域公共交通への満足度・将来必要と思われる移動手段等）を行うため、アン

ケートを実施する。

対象：i) 高校1年生以上の市民 2,000 人を無作為抽出

想定回答数：600 人（回答率 30%を想定）

- ア 調査票の設問設定
- イ 調査票作成・印刷
- ウ 発送用及び返信用封筒の作成
- エ 調査票及び返信用封筒の封入
- オ 調査票の分析
- カ 報告書の作成

※調査対象のデータ抽出及び宛名ラベル作成、アンケート配布、回収、調査票のデータ入力は、協議会で行う。

※アンケート郵送（配布、受領）代は、協議会が負担する。

※調査結果データは、協議会が貸与する。

ii) 市内の中学校の中学3年生全員を対象

（市内2中学校に協力依頼）

対象者数：約 280 人

- ア 調査票の設問設定
- イ 調査票作成・印刷
- ウ 調査票の分析
- エ 報告書の作成

※アンケート配布、回収、調査票のデータ入力は、協議会で行う。

※調査結果データは、協議会が貸与する。

iii) 協定路線の利用者アンケート 500 人（平日・土日各 250 人）

想定回答数：100 人（回答率 20%を想定）

- ア 調査票の設問設定
- イ 調査票作成・印刷
- ウ 配布用及び返信用封筒の作成
- エ 調査票及び返信用封筒の封入
- オ 調査票の分析
- カ 報告書の作成

※アンケート配布、回収、調査票のデータ入力は、協議会で行う。

※調査結果データは、協議会が貸与する。

②路線・ダイヤ再編の参考資料とするため、協議会から小松島市協定路線バス乗降調査（5系統）結果を提供し、加えて徳島バスから提供される路線

バス乗降調査結果（4系統）を合わせて分析し、利用実態の把握を行う。

③ヒアリング調査

市内を運行する交通事業者に対し、公共交通の現状、課題及び将来の見通し等について確認する。また、地域の状況を把握している社会福祉協議会、また目的地となる商業施設、観光施設や病院等に対するヒアリングを行う。

(4) 地域公共交通に関する課題抽出・対策の検討

上記(1)～(3)の結果をもとに採算面も含め、課題抽出と問題点の整理、対策を法の趣旨に沿って検討を行う。

(5) 新しい公共交通モードの導入可能性

従来 of 公共交通サービスにとらわれることなく、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付けた導入可能性調査（導入コスト並びに運営コストの試算）を実施する。

(6) 小松島市公共交通計画の策定

上記の調査や検討を踏まえるとともに、「小松島市第6次総合計画」や「小松島市都市計画マスタープラン」など関係する諸計画との連携・整合性の確保を行い、利便性が高く、将来にわたって持続可能な交通体系構築のため、改善に向けた具体的な計画を立案する。

なお、法第5条第2項に定める記載事項及び同法同条第3項に定める記載に努めるべき事項に留意すること。

(7) 協議会運営支援

計画の策定のために開催される協議会に出席し、運営の支援を行う。協議会の開催内容・時期については、以下のとおりとする。

※業者決定以降の協議会の開催予定

回数	検討課題 (開催タイトル)	検討内容 (案)	開催予定 日程
①	計画策定の方針について	I 各種調査の実施方針について II 地域公共交通のあり方について (路線の見直し、新たな交通網案の検討の方針について)	7月
②	調査結果の報告	I 各種調査結果の報告 II 地域公共交通のあり方について (路線の見直し、新たな交通網案の検討)	10月
③	地域公共交通計画 (素案) について	I 地域公共交通のあり方について (素案)	12月

④	地域公共交通計画の策定について	I 地域公共交通のあり方について (案)	2月
---	-----------------	-------------------------	----

(8) 打合せ

常に緊密な連絡をとり、適宜十分な打ち合わせをおこなうとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

また、打合せ簿については必ず作成し、協議会の了解を得たものを報告書に添付するものとする。

4 提出書類

(1) 作業着手時の提出書類

以下の書類を作業着手時に提出するものとし、承認を得るものとする。また作業計画等に変更が生じた場合においては、速やかに必要な書類の提出を行うこと。

- ①作業実施計画書及び工程表
- ②着手届
- ③実施体制表・業務従事者名簿

(2) 業務完了時の提出書類

以下の書類を業務完了時に提出するものとし、承認を得るものとする。

- ①委託業務完了検査請求書
 - ②報告書（A4版1部、電子データ1部）
 - ③地域公共交通計画（A4版くるみ製本2部 電子データ1部）
 - ④地域公共交通計画概要版（A4版くるみ製本2部 電子データ1部）
- ※電子データについては協議会が読み取り可能なデータ形式とする。

5 その他事項

(1) 成果の帰属

本業務における成果はすべて本協議会に帰属するものであり、本協議会の許可なく複写、複製また第三者に提供してはならない。

(2) 個人情報の保護

この契約による事務を処理するため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、速やかに協議会と協議し、その指示に従うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

本事項は、小松島市地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）と甲が実施する小松島市地域公共交通計画策定調査業務受託者（以下「乙」という。）の個人情報取り扱いを以下のとおりとする。

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4条 乙は、この契約による業務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（業務従事者への通知）

第5条 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（個人情報の目的外利用・提供の禁止）

第6条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第 9 条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第 10 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(その他)

第 11 条 その他、個人情報の取り扱いに関しては、小松島市個人情報保護条例及び、小松島市個人情報保護条例施行規則を準用し、これを遵守することとし、この個人情報特記事項に定めのない事項及び疑義を生じた場合は甲と乙で別途協議するものとする。